

# 工業統計調査について

## 1．調査の目的

我が国工業の実態を把握し、工業に関する施策の基礎的資料を得ることを目的とする。

## 2．調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される指定統計調査（指定統計第10号）である。

## 3．調査の期日

平成16年工業統計調査は、平成16年12月31日現在で実施し、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの1年間の実績について調査した。

## 4．調査の範囲

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類F - 製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）を対象とするが、特定の年次（西暦末尾1,2,4,6,7,9年）においては、従業者3人以下の事業所は調査の対象から除外している。ただし、昭和56年から平成13年調査までは、従業者3人以下の事業所のうち特定業種に該当する事業所は、特定の年次であっても調査の対象としている。

## 5．調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業統計調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業統計調査票乙」を用い、調査員が調査票を対象事業所（申告義務者）に配布して、事業所自ら記入申告する方法（自計方式）により調査を行った。

## 6．集計項目の説明

- (1) 事業所及び従業者数は、それぞれ平成16年12月31日現在の数値である。
- (2) 従業者数は、常用労働者数と個人事業主及び家族従業者数との合計である。
- (3) 現金給与総額は、平成16年1年間に、常用労働者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与の額（常用労働者に対する退職金及び解雇予告手当及び臨時・日雇労働者に対する諸給与等）の総計である。
- (4) 原材料使用額等は、平成16年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の総額であり、消費税額を含んだ額である。
- (5) 製造品出荷額等は、平成16年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額並びにその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税を含んだ額である。  
製造品出荷額は、事業所の所有に属する原材料によって製造された製品をその事業所から出荷した場合に、それらの製品の工場出荷価額によったものであり、同一企業に属する他の事業所への引渡しを含んでいる。
- (6) 在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額で計算されたものである。
- (7) 内国消費税とは、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税である。